

盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に  
基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集要項  
【第10次募集分】

平成29年3月

盛岡市保健福祉部 介護保険課

〒020-8530

盛岡市内丸12-2

盛岡市役所別館5階 事業所指定係

電話 019-626-7562

FAX 019-651-1181

Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

ホームページアドレス <http://www.city.morioka.iwate.jp/hokennennkin/kaigohoken/index.html>

## 【 目 次 】

1. はじめに	3	ページ
2. 募集内容	3	ページ
3. 応募の要件	4	ページ
4. 応募の受付期間及び方法等	4	ページ
5. 募集要項等に関する質問	4	ページ
6. 応募書類	5	ページ
7. 事業候補者の選定方法	5	ページ
8. 結果の通知及び公表	5	ページ
9. 設置に対する補助制度	5	ページ
10. 禁止事項	6	ページ
11. 応募に当たっての留意点	6	ページ

### 別 紙

別紙A H	応募書類一覧【混合型特定施設用】
別紙A I	〃 【小規模多機能型居宅介護用】
別紙A J	〃 【看護小規模多機能型居宅介護用】
別紙A K	〃 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護用】
別紙A L	〃 【認知症対応型通所介護用】

### 別 添

質問送付票【第10次募集分】
盛岡市における地域密着型サービスの整備状況
第6期計画に基づく介護施設の公募一覧【追加分】

## 1 はじめに

盛岡市は、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画において、平成27年度から平成29年度までの間に整備する介護施設等の整備数を定め、計画的に整備を進めることとしております。今回の募集は、この計画に基づき、次に掲げる介護施設等の設置及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）を募集するものです。

## 2 募集内容

募集する施設は、次のとおりです。

なお、開設時期については11（1）、募集床数については11（8）も併せて確認してください。

### 募集AH

- ・ 募集施設 混合型特定施設
- ・ 募集床数 29床分
- ・ 開設時期 平成29年度
- ・ 応募書類 別紙AH 応募書類一覧のとおり。
- ・ 備考 新設・既存施設の増床の別は問いません。  
希望床数は、募集床数の範囲内で任意とします。  
応募状況により募集床数の29床に過不足が生じた場合は、応募のあった希望床数を調整します。

### 募集AI

- ・ 募集施設 小規模多機能型居宅介護
- ・ 募集数 5施設
- ・ 整備区分 新設（既存建物の活用を含む。）
- ・ 開設時期 平成29年度
- ・ 応募書類 別紙AI 応募書類一覧のとおり。

### 募集AJ

- ・ 募集施設 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ・ 募集数 2施設
- ・ 整備区分 新設（既存建物の活用を含む。）
- ・ 開設時期 平成29年度
- ・ 応募書類 別紙AJ 応募書類一覧のとおり。

### 募集AK

- ・ 募集施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 募集数 1施設
- ・ 整備区分 新設（既存建物の活用を含む。）
- ・ 開設時期 平成29年度
- ・ 応募書類 別紙AK 応募書類一覧のとおり。

#### 募集AL

- |       |                  |
|-------|------------------|
| ・募集施設 | 認知症対応型通所介護       |
| ・募集数  | 2施設              |
| ・整備区分 | 新設（既存建物の活用を含む。）  |
| ・開設時期 | 平成29年度           |
| ・応募書類 | 別紙AL 応募書類一覧のとおり。 |

### 3 応募の要件

- (1) 別表1に掲げる法令等に定める者。ただし、社会福祉法人については設立予定法人を含む。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める指定の取消し等の処分を受けたことがない者
- (3) 盛岡市に納めるべき法人市民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がない者
- (4) 平成27年度以降に、盛岡市の競争入札参加資格者の指名停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律225号)による手続をしている法人でないこと。
- (6) 役員(就任予定者含む)等が盛岡市暴力団排除条例(平成27年盛岡市条例第9号)に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (7) 別表2に掲げる条例に定める基準等を満たす計画であること。
- (8) 平成30年3月31日までに開設可能な計画であること。

### 4 応募の受付期間及び方法等

#### (1) 応募の受付

ア 期 間 平成29年4月3日(月)から平成29年11月30日(木)まで

イ 時 間 午前10時から午後5時まで

※各月の末日(末日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日)を締め切りとして随時受付を行い、各月単位で応募があった申請から書類審査及び面接審査により運営事業者を決定します。

なお、面接審査は定期的な開催を予定しているため、応募があつてから運営事業者としての採否の決定に3ヶ月程度要する場合があります。面接審査期日の詳細は別添の「第6期計画に基づく介護施設の公募一覧【追加分】」を参照ください。

#### (2) 応募方法等

ア 応募にあたっては、「2 募集内容」の募集施設ごとに行ってください。

イ 応募書類の提出先は、盛岡市役所本庁舎別館5階 保健福祉部介護保険課事業所指定係とします。

ウ 事前に電話等で提出日時を予約したうえで持参してください。郵送による応募はできません。

エ 応募書類の提出にあたっては、応募者が持参してください。

### 5 募集要項等に関する質問

募集要項等の解釈に関する質問及び回答は、次により行います。

#### (1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、「質問送付票【第10次募集分】」に記入の上、Eメール又はFAXにより提出してください。

なお、公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

## (2) 質問の受付

ア 期 間 当該要項公表日から平成 29 年 11 月 15 日（水）まで

イ 時 間 随 時

ウ 送信先 盛岡市役所保健福祉部介護保険課事業所指定係あて

Eメール … kaigo@city.morioka.iwate.jp

FAX番号 … 019-651-1181

※電話及び口頭での質問の受付は行いません。

※質問送付票を受付した際には、その旨通知します。土・日・祝日を除いて3日以内に通知が届かない場合は、電話にて確認してください。

※Eメールを利用する場合は、件名を「質問送付票 第10次募集分」と記載してください。

## (3) 回答の方法

Eメール又はFAXにより行います。

## 6 応募書類

(1) 別紙AH～AL応募書類一覧のとおり提出してください。

(2) 提出部数は、応募時に1部とし、内容を確認した後に写し5部の提出を求めます。

(3) 応募書類はすべてA4サイズに統一し、番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさみ、書類番号ごとにフラットファイルに綴じてください。なお、A3図面等はA4サイズ折りにし、A5やB5サイズの用紙等は、A4用紙に貼り付けて綴じてください。

また、提出を求めた書類以外の参考資料の添付は、必要最小限としてください。

(4) フラットファイルの表紙・背表紙に、法人名及び施設種別を記載してください。

(5) 原則として、資料の追加提出、差替え等はできません。ただし、市が必要と認める場合は追加書類を求める場合があります。

## 7 事業候補者の選定方法

(1) 事業候補者の選定は、別に定める盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定要領(第10次募集分)に基づき市が行います。

(2) 面接審査が必要となる募集施設の応募者へは、面接審査日の2週間前までに面接日程の通知をします。

(3) 審査結果によっては、募集数に満たない場合であっても、事業候補者を選定しない場合があります。

## 8 結果の通知及び公表

選定結果は、面接審査終了後10日以内を目処に通知することとし、事業候補者をホームページ上で公表します。

## 9 設置に対する補助制度

第10次募集分においては、補助金の交付はありません。資金計画の策定に当たっては、これに対応できるよう計画してください。

## 10 禁止事項

(1) 審査の前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく失格とします。

- ア 審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
  - イ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 応募書類に関し、次に該当する場合、審査を行うことなく失格とします。また、事業候補者選定後であっても同様とします。
- ア 内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
  - イ 資金の確保、計画予定地、設備の構造、人員配置等重要な事項に問題が生じ、施設開設が困難となった場合
  - ウ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

## 11 応募に当たっての留意点

- (1) 平成 29 年度は高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の最終年度となっております。当該年度内に確実に開設できるような計画にしてください。
- (2) 新たに施設建設を行う土地の選定に当たっては、市街化区域を優先して選定してください。なお、市街化調整区域を事業予定地とする場合、市街化区域を選定しなかった理由を明らかにし、開発許可等の見込みがあるなど、要件を満たしていることが条件となります。
- (3) 土地・建物に係る関係部署との協議は、必ず担当部署に確認し、その結果を様式 3「土地・建物に係る関係部署との協議状況調書」に記載してください。
- (4) 盛岡市の木材等地元資源を可能な限り活用するよう計画してください。
- (5) 応募内容を確認するため、必要に応じて調査を行います。
- (6) 応募書類の作成に伴う費用は、全額応募者の負担とし、結果にかかわらず書類は返却しません。
- (7) 介護施設等の設置及び運営事業者として選定後に事業計画を変更する場合、選定を取り消す場合があります。
- (8) 応募時期によっては、既に介護施設等の設置及び運営事業者が決定し、募集数を充足している場合があります。その際は、それ以降の応募が受け付けず、既に受け付けた書類を不受理とすることになりますので、ご承知おきください。
- (9) 応募書類の作成にあたっては、第 1 次から第 9 次募集における Q & A も参考にしてください。